

平成 29 年 5 月 30 日施行の改正に伴い、本書の記載内容を以下のように修正、補足いたします。

1. 保管制限に関する改正

(1) 140 ページ 1 の図表

■書類の保管と個人番号の廃棄・削除 内、③の内容を以下のように修正いたします。

改正前	改正後
③なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキングまたは削除した上で保管を継続することは可能である	③なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキングまたは削除した上で保管を継続することは可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなったときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない

2. 情報提供ネットワークシステムに関する改正

(1) 本書記載の以下の「改正前」の用語については、「改正後」のもので読み替えてくださいますようお願いいたします。

改正前	改正後
情報照会者	情報照会者または条例事務関係情報照会者
情報提供者	情報提供者または条例事務関係情報提供者
情報提供等事務	情報提供等事務または条例事務関係情報提供等事務

(2) 235 ページ 6 の図表

■行政機関の長等 内に⑧と⑨を追加いたします。

改正前	改正後
①行政機関の長 ②地方公共団体の機関 ③独立行政法人等 ④地方独立行政法人 ⑤地方公共団体情報システム機構 ⑥情報照会者 ⑦情報提供者	①行政機関の長 ②地方公共団体の機関 ③独立行政法人等 ④地方独立行政法人 ⑤地方公共団体情報システム機構 ⑥情報照会者 ⑦情報提供者 ⑧条例事務関係情報照会者 ⑨条例事務関係情報提供者

3. 安全管理措置に関する改正

(1) 146 ページ 1 の図表

■安全管理措置の要点 2 番目の囲み内の内容を以下のように修正いたします。

改正前	改正後
事業者は、個人番号および特定個人情報（以下「特定個人情報等」という）の漏えい、滅失または毀損を防止するための安全管理措置の検討に当たり、次の事項を明確にすることが重要である	事業者は、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）および特定個人情報（以下「特定個人情報等」という）の漏えい、滅失または毀損を防止するための安全管理措置の検討に当たり、次の事項を明確にすることが重要である

(2) 147 ページ 2の図表

■中小規模事業者の定義 内、④の内容を以下のように修正いたします。

改正前	改正後
④個人情報取扱事業者	④その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が過去6月以内のいずれかの日において5,000を超える事業者

(3) 152 ページ 3の図表

■記録する項目 内、②の内容を以下のように修正いたします。

改正前	改正後
②書類・媒体等の持出しの記録	②書類・媒体等の <u>持ち運び</u> の記録

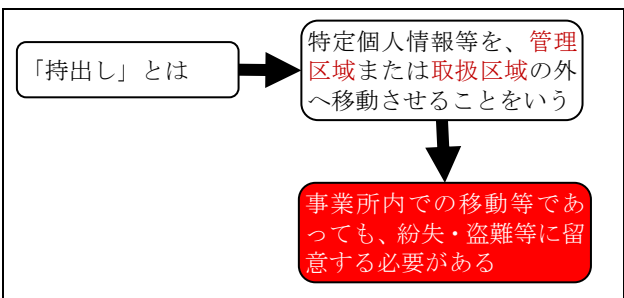
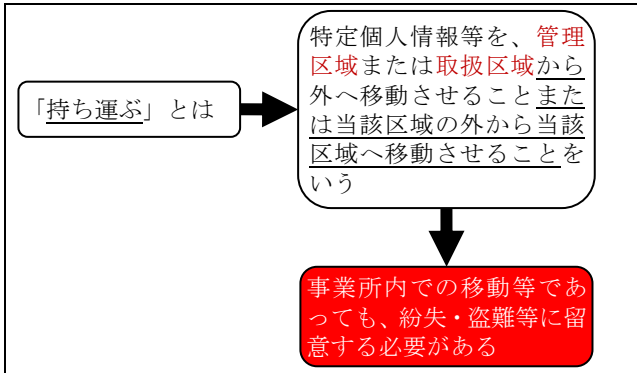
(4) 153 ページ 5の図表

■情報漏えい等事案に対応する体制の整備 内、③の内容を以下のように修正いたします。

改正前	改正後
③委員会および主務大臣等への報告	③委員会または事業所管大臣等への報告

(5) 162 ページ

見出しテキストや本文、図表内の内容を以下のように修正いたします。

改正前	改正後
<p>1 電子媒体を持ち出す場合の漏えい等の防止</p> <p>物理的安全管理措置の続きです。</p> <p>特定個人情報等が記録された電子媒体または書類等を持ち出す場合には、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる必要があります。</p> <p>「持出し」という言葉の意味を、確認しておきましょう。</p> <p>■「持出し」とは？</p>  <p>「持出し」と聞くと、社外に出すことを想像するかもしれませんが、定められた「区域」の外に出すことを指しています。その場合の安全管理措置は、物の移動なので、物理的安全管理措置に該当します。</p>	<p>1 電子媒体の<u>取扱い</u>における漏えい等の防止</p> <p>物理的安全管理措置の続きです。</p> <p>特定個人情報等が記録された電子媒体または書類等を<u>持ち運ぶ</u>場合には、容易に個人番号が判明しないよう、安全な方策を講ずる必要があります。</p> <p>「<u>持ち運ぶ</u>」という言葉の意味を、確認しておきましょう。</p> <p>■「<u>持ち運ぶ</u>」とは？</p>  <p>「<u>持ち運ぶ</u>」と聞くと、社外に出すことを想像するかもしれませんが、定められた「区域」の外に出すことを指しています。その場合の安全管理措置は、物の移動なので、物理的安全管理措置に該当します。</p>

改正前	改正後
<p>■ 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい防止等の手法</p> <p>① 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法としては、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用等が考えられる。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う</p> <p>② 特定個人情報等が記載された書類等を安全に持ち出す方法としては、封緘、目隠しシールの貼付を行うこと等が考えられる</p>	<p>■ 電子媒体等の取扱いにおける漏えい防止等の手法</p> <p>① 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち運ぶ方法としては、持ち運ぶデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用、<u>追跡可能な移送手段の利用</u>等が考えられる。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う</p> <p>② 特定個人情報等が記載された書類等を安全に<u>持ち運ぶ</u>方法としては、封緘、目隠しシールの貼付、<u>追跡可能な移送手段の利用</u>等が考えられる</p>
<p><ここが出る></p> <p>中小規模事業者においては、特定個人情報等が記録された電子媒体または書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずることとされています。</p>	<p><ここが出る></p> <p>中小規模事業者においては、特定個人情報等が記録された電子媒体または書類等を<u>持ち運ぶ</u>場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずることとされています。</p>

(6) 163 ページ 2の図表

■ 個人番号の削除または廃棄 内、3番目の囲み内の内容を以下のように修正いたします。

改正前	改正後
個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除または廃棄する	個人番号をできるだけ速やかに復元 <u>不可能な</u> 手段で削除または廃棄する

(7) 163 ページ

<ここが出る> 内の内容を以下のように修正いたします。

改正前	改正後
①は、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用または個人番号部分を復元できない程度にマスキングすること等も認められています。	①は、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用または個人番号部分を復元 <u>不可能な</u> 程度にマスキングすること等も認められています。